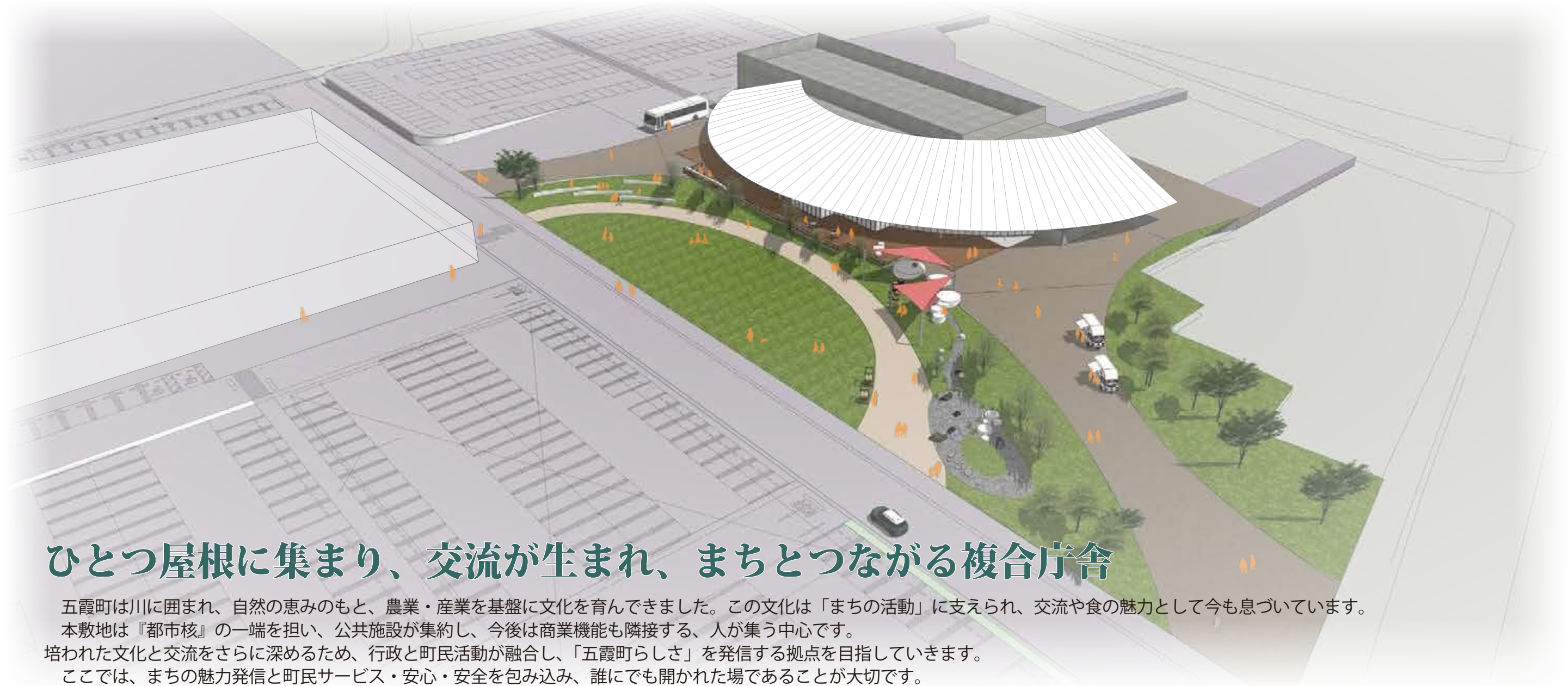


五霞町複合庁舎建設基本設計説明書
＜概要版＞（案）

令和 8 年 8 月

＜目次＞

1. 設計コンセプト	・ ・ ・ 01
2. 計画概要・案内図・配置計画	・ ・ ・ 02
3. 平面計画	・ ・ ・ 03
4. 立面計画	・ ・ ・ 04
5. 断面計画	・ ・ ・ 04
6. 施設イメージ	・ ・ ・ 05
7. 給排水衛生設備	・ ・ ・ 06
8. 空調換気設備	・ ・ ・ 07



ひとつ屋根に集まり、交流が生まれ、まちとつながる複合庁舎

五霞町は川に囲まれ、自然の恵みのもと、農業・産業を基盤に文化を育んできました。この文化は「まちの活動」に支えられ、交流や食の魅力として今も息づいています。

本敷地は『都市核』の一端を担い、公共施設が集約し、今後は商業機能も隣接する、人が集う中心です。

培われた文化と交流をさらに深めるため、行政と町民活動が融合し、「五霞町らしさ」を発信する拠点を目指していきます。

ここでは、まちの魅力発信と町民サービス・安心・安全を包み込み、誰にでも開かれた場であることが大切です。

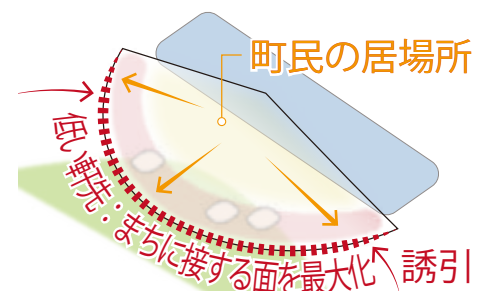
賑わいをまちへ広げ、学び合い、町民が知や活動を持ち寄り——そんな好循環を育む、「ひとつ屋根の拠点」を創出します。

ひとつ屋根の拠点を実現する3つのポイント



①にぎわい機能を前面に

庁舎・コミュニティの共用空間をひろばに面して配置し、活動のにぎわいを前面に映し出す構成



②町民の居場所を包むまちのシンボル

町民が安心して活動やくつろげる空間をひとつ屋根で包み、どこからでもよりつける町民の居場所



③「五霞まちらしさ」を発信する場

まちの文化・観光情報を発信し、シティプロモーションの場として、まちの回遊を促進

町民・職員・ひろばをつなぐ

『ごかりビング』



「五霞らしさ」を発信する、みんなのリビングが機能連携をスムーズに促し、日常から非常時まで町民の居場所となる。

1. 計画敷地概要

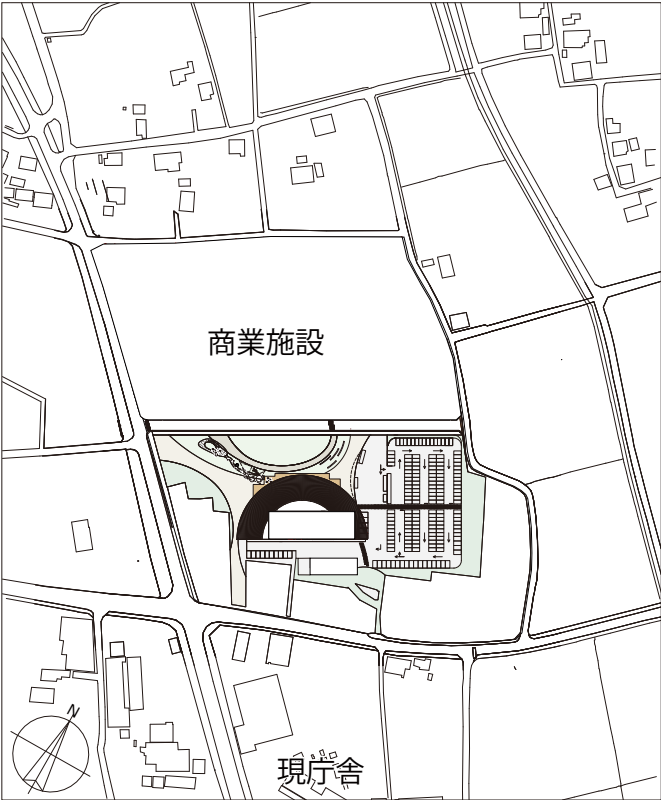
都市計画区域：市街化調整区域
建蔽率・容積率：建蔽率：60% 容積率：200%
日影規制：測定高さ 4m
規制時間 4 時間, 2.5 時間
防火地域：指定なし (22 条区域)
敷地面積：17,753 m²

2. 建築概要

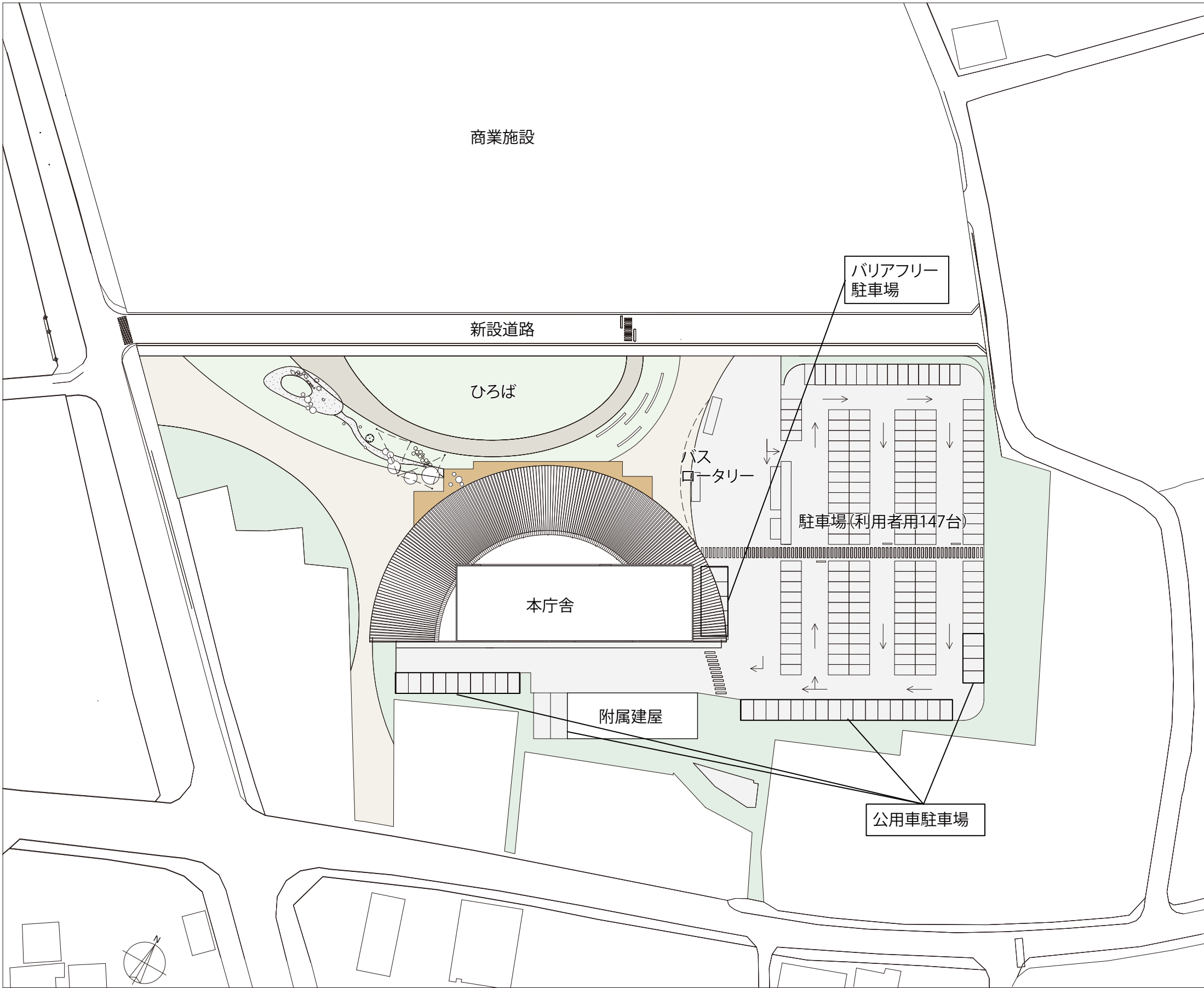
業務名：五霞町複合庁舎建設基本設計・
実施設計業務委託
建築主：五霞町
建築場所：茨城県猿島郡五霞町大字小福田
1 4 7－1 他 11 筆
主用途：庁舎
工事種別：新築

	本庁舎	附属建屋
構造の種類	RC造、S造	S造
階数	地上2階	地上2階
耐火種別	耐火建築物	準耐火建築物
建物高さ	11.1m	7.2m
建築面積	3,224.477㎡(新庁舎：2,875.447㎡ 別棟：349.030㎡)	
延べ床面積	4,366.620㎡(新庁舎：3,691.780㎡ 別棟：674.840㎡)	
容積対象床面積	3,721.300㎡(新庁舎：3,163.620㎡ 別棟：557.680㎡)	
建蔽率	18.16%	
容積率	20.96%	

3. 付近見取図 S=1/5000



4. 配置案内図 S=1/1000

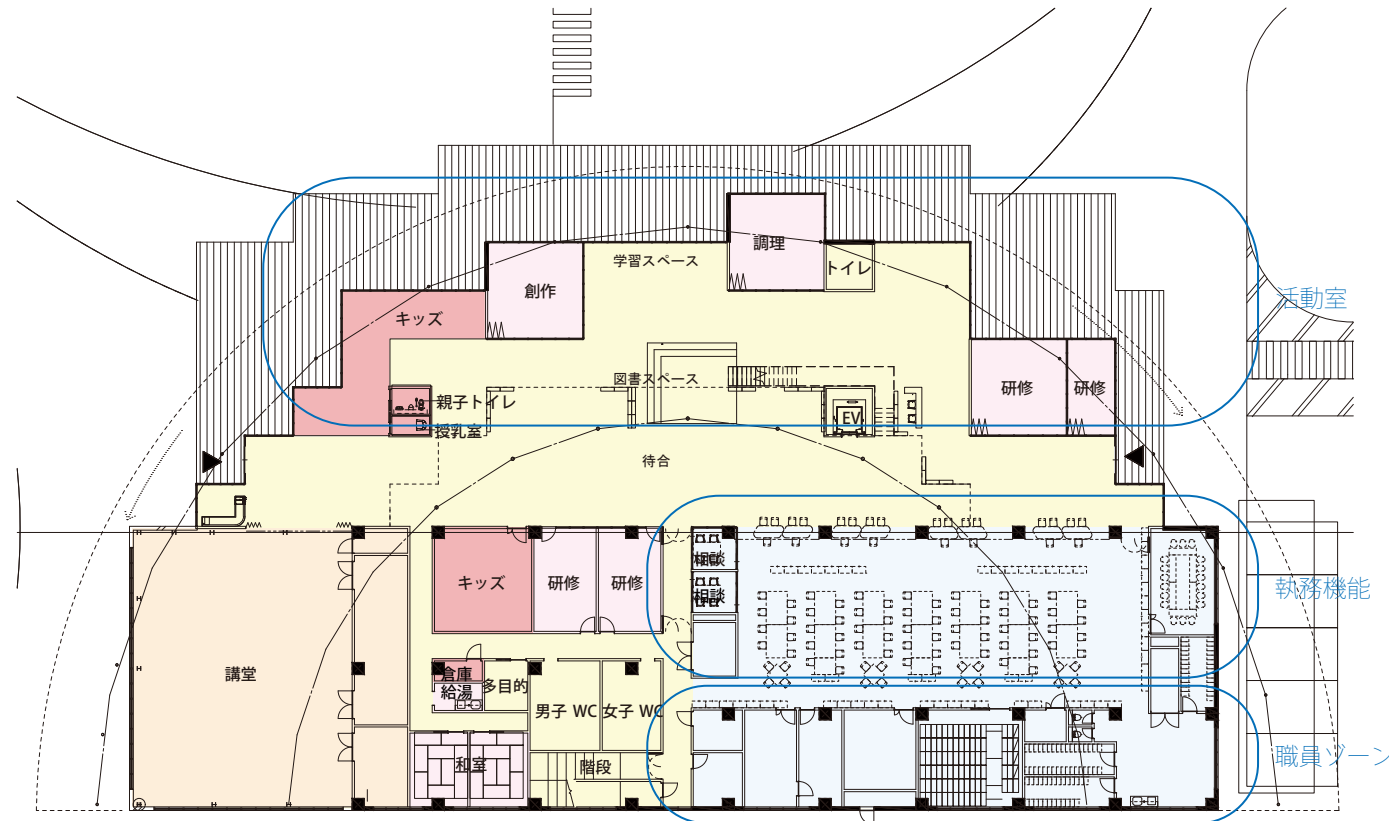


※各図は基本設計段階のイメージ図です。今後の検討の中で変更となる可能性があります。

1F 「でかリビング」

行政サービスと活動支援の両立

- ・ひろば側から「活動室」→「執務機能」→「職員ゾーン」の順に配置します。
- ・活動支援から行政サービス、働く環境までの一連のスムーズな流れが生まれ、効率的なサービス提供が可能です。

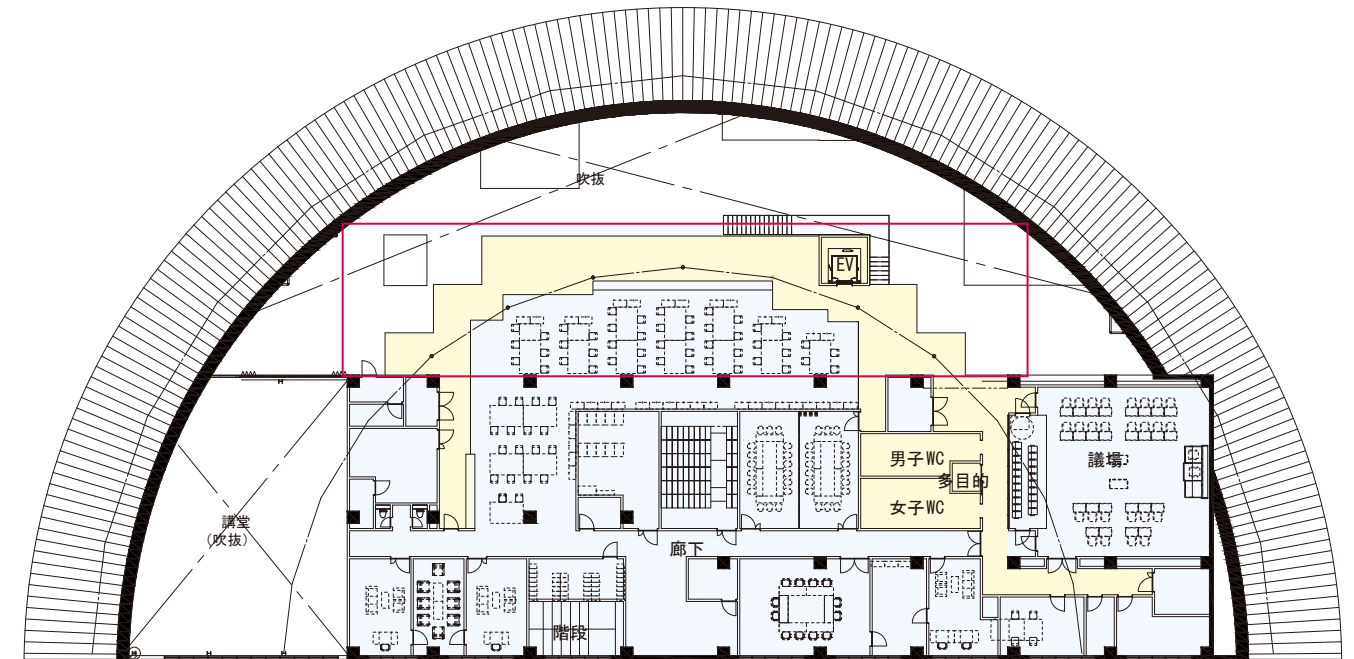


1 階平面図 S=1/500

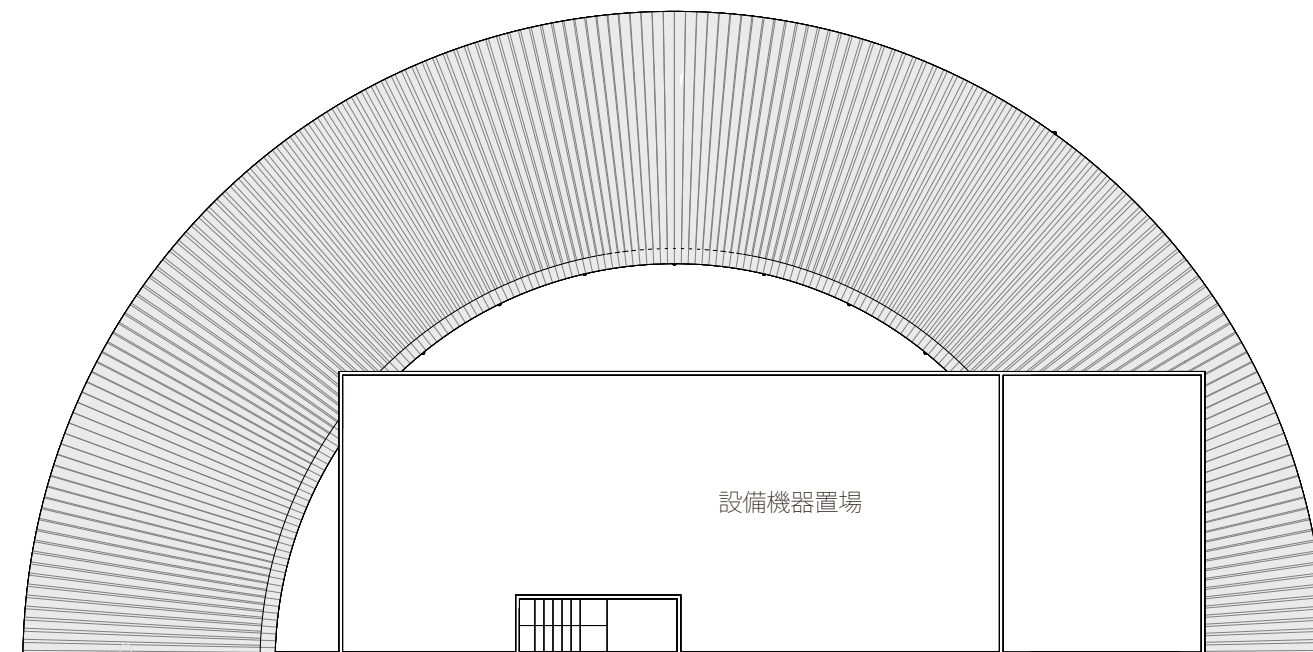
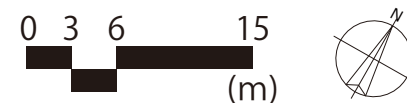
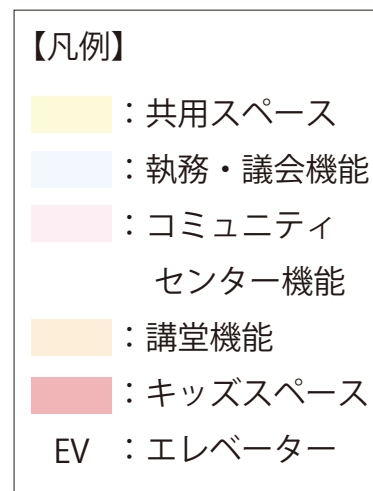
2F オープンオフィスフロア

サービス機能を前面集約した利便性の高い構成

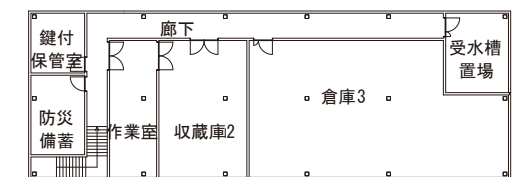
- ・吹抜けに面した、**前面のオープン空間**に執務空間を集約します。
- ・将来の可変性を確保し、職員間のコミュニケーションを活性化するとともに、来庁者に分かりやすい明快な行政サービスを実現します。



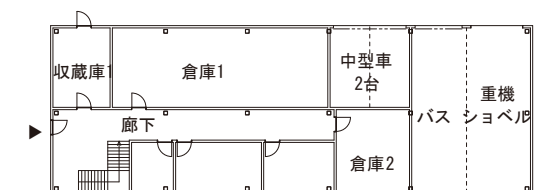
2 階平面図 S=1/500



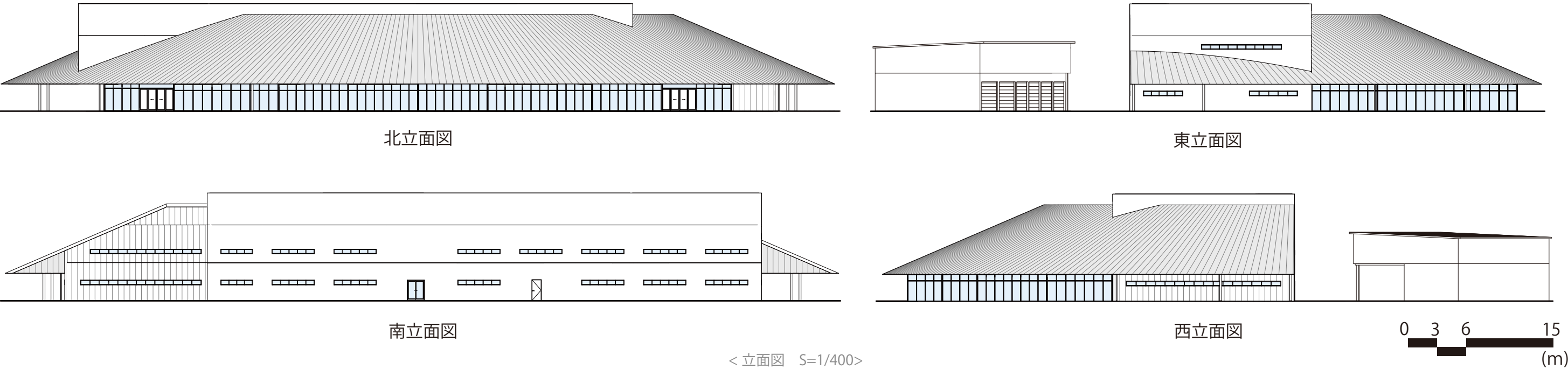
R 階平面図 S=1/500



附属建屋 2 階平面図 S=1/500



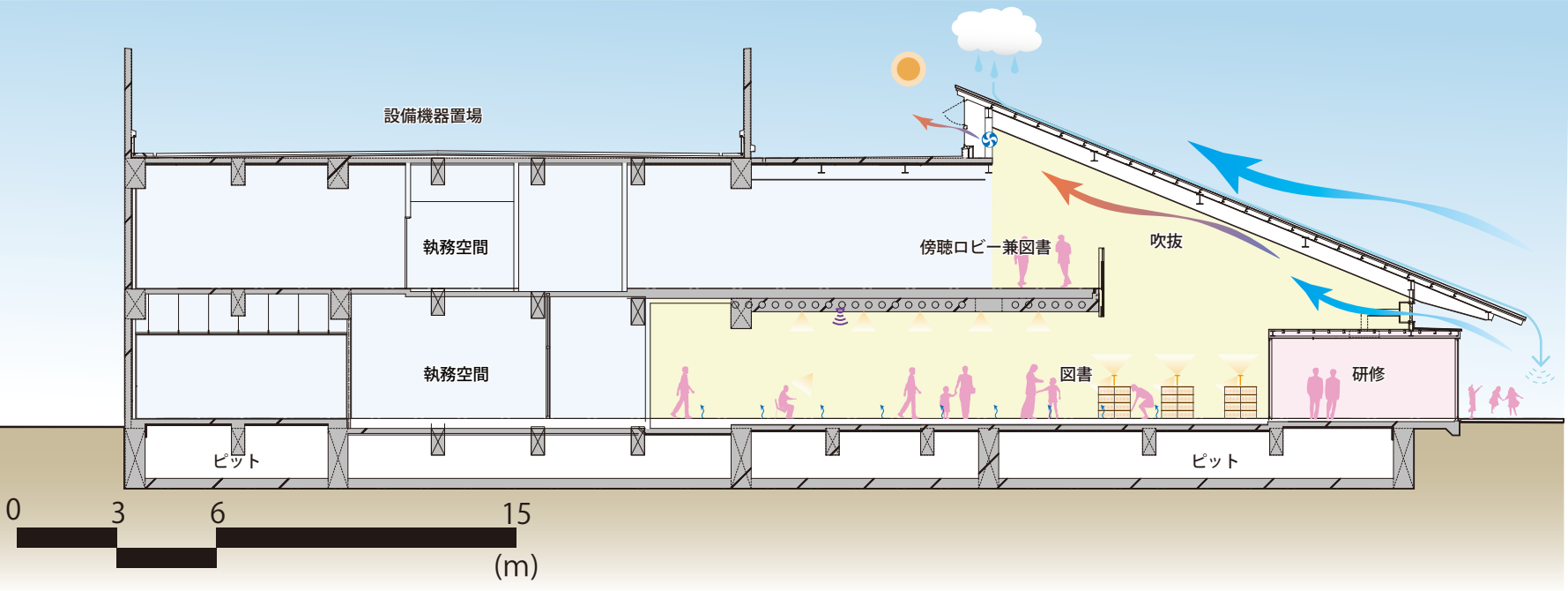
附属建屋 1 階平面図 S=1/500



5. 断面計画

五霞の風土に呼応した屋根が、みんなの快適な空間をつくる

五霞の自然に呼応する屋根で覆われた断面構成が、トータルコスト縮減・快適な環境に直結する仕組みです。



【凡例】 ：共用スペース ：執務・議会機能 ：コミュニティセンター機能

< 断面図 S=1/200 >

①五霞の風と光・風の流れに呼応した屋根

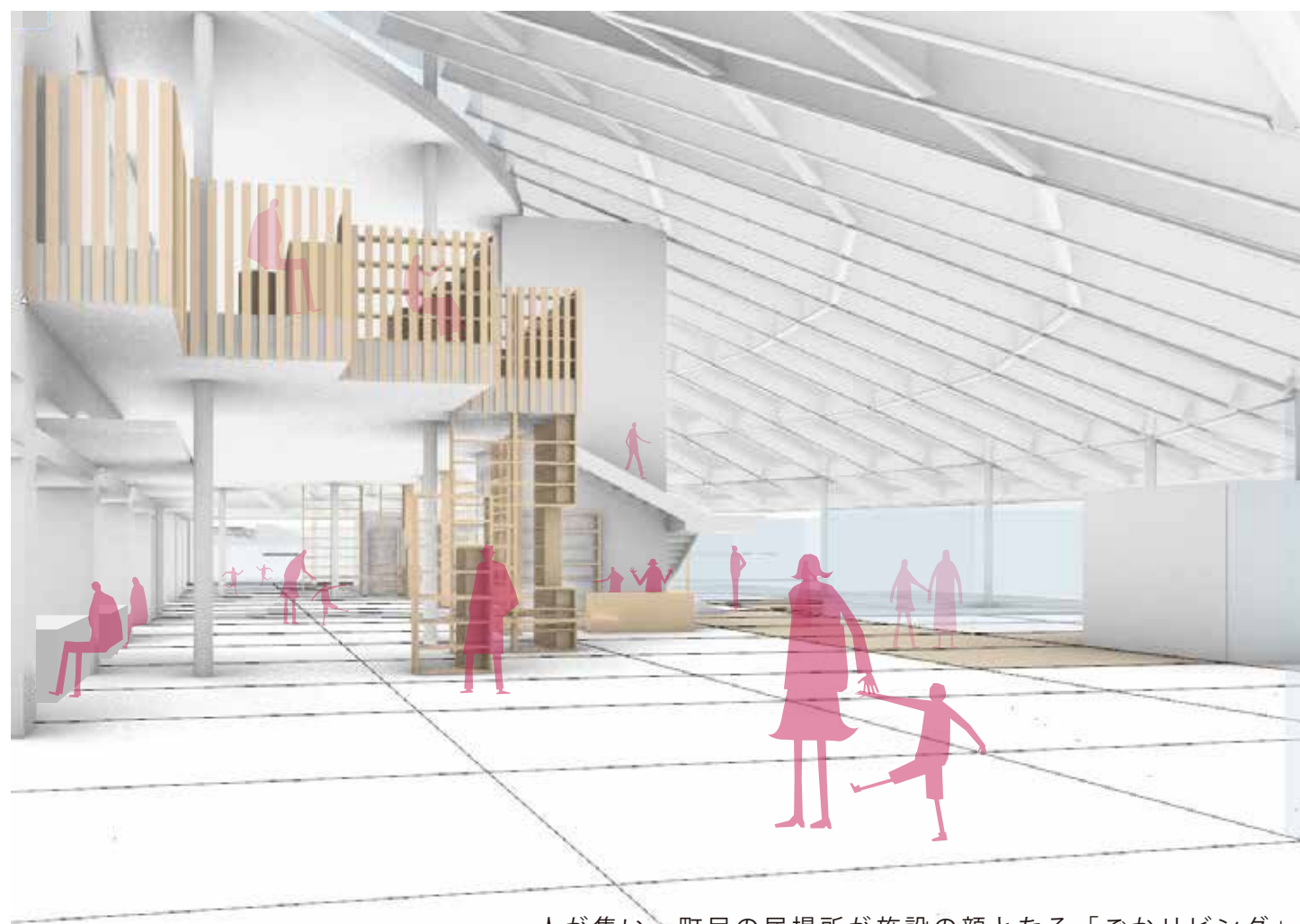
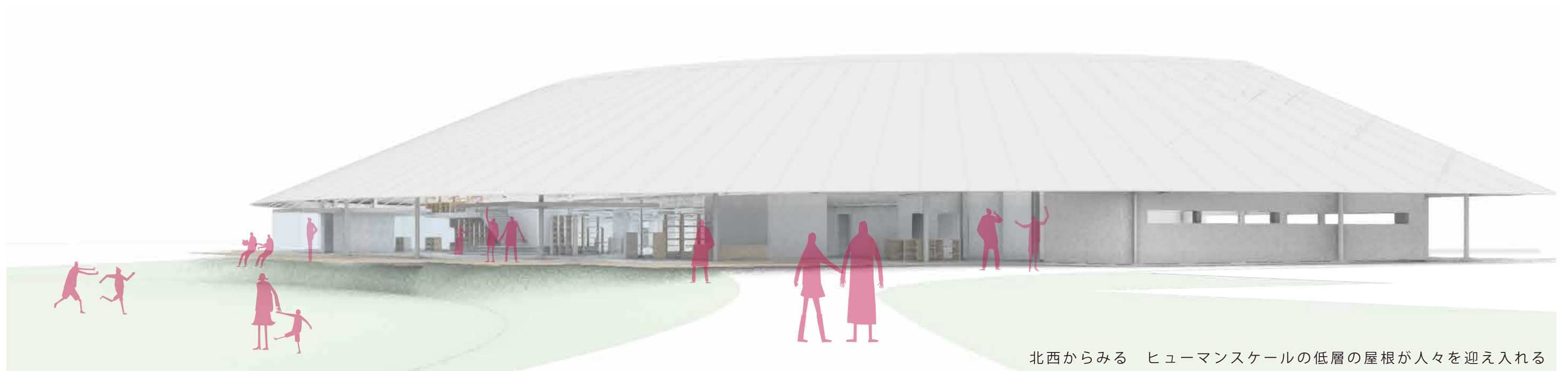
- ・北側採光により、落ち着いた光環境（ブラインド不要）を確保しつつ、ひらかれた視界で緑を取り込みます。
- ・勾配屋根は、北西風を受け流し（吹き上げ防止）雨水を適切に流出し、高窓からは採光と通風をもたらします。
- ・光環境の検証を行い、最適な室内の明るさを実現します。

②開放的で低重心のシンプルな架構で防災力向上

- ・執務エリアを中心に水平力を負担するRC造をコンパクトにまとめます。
- ・階と軒の高さを抑え、建物の変形を小さくすることで、被害の抑制と二次被害防止（漏水、脱落など）に繋がります。
- ・屋根を軽量化（S造）し天井レスとすることで、開放性と安全性を両立する町民が“集う”空間を実現します。
- ・防災拠点を2階に配置し、重要な設備をRFに集約することで、浸水時にも防災機能を維持できる計画とします。

③屋根がつくる構成で階高を最適化

- ・屋根下に開放的な空間を集約することで、高い天井が不要な個室のエリアは階高を抑え、全体の「階高を最適化」します。



1. 衛生器具設備

- ・ 節水型器具を採用します。
洗面器・小便器などは節水及び衛生面を考慮し自動水栓・自動洗浄を採用します。
- ・ 大便器には暖房洗浄便座・擬音装置付を採用します。
- ・ 大便器、小便器、洗面器などは清掃のし易さを考慮し壁掛型を基本とします。
- ・ 大便器には暖房洗浄便座を採用します。
- ・ 多目的トイレ、オストメイト流しは給湯設備、水石鹸入れ、紙巻き器を付属とします。
- ・ 親子トイレには幼児用大便器と大人用大便器を採用します。

2. 給水設備

- ・ 上水、雑用水の2系統の供給を行います。
- ・ 敷地東側道路よりの新規引込管40Aを利用します。
- ・ 上水受水槽より加圧給水ポンプユニットにて必要箇所に給水します。
- ・ 上水受水槽の設置場所は附属建屋2階とし、利根川氾濫時にも浸水しない計画とします。
- ・ 上水受水槽は耐久性の高い鋼板製一体型受水槽（2槽式）を採用します。地震時の対応として緊急遮断弁を設置します。

3. 給湯設備

- ・ 給湯方式は、局所方式とし、貯湯式電気温水器、潜熱回収型ガス給湯器により必要各所へ供給します。
- ・ 湯量等多く必要となる供給場所は、ガス給湯器による給湯、ミニキッチンなどの湯量をあまり多く必要としない箇所は、貯湯式電気温水器による給湯を基本とします。

4. 排水設備

- ・ 屋内排水設備
 - ・ 屋内は汚水、雑排水合流とします。
 - ・ 排水通気方式は、原則としてループ通気方式とします。
- ・ 屋外排水設備
 - ・ 汚水は自然流下にて、敷地南側にある新設公共枡を介して下水道本管に放流します。
 - ・ 災害時の緊急排水槽（附属建屋ピット水槽35m3）を確保します。災害時には切替枡にて排水経路を変更し、緊急排水槽へ放流します。平常時は使用しないため、汚水排水ポンプは設置せず釜場のみ設置します。緊急排水槽から屋外への排出はバキュームカーにて行います。
- ・ 雨水排水設備
 - ・ 雨水は建築工事とします。

5. 消火設備

- ・ 消防法、茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づき必要設備を設ける計画とします。
- ・ 必要設備
 - ①屋内消火栓（易操作性1号消火栓）：全館
 - ②消火器：全館（建築工事）
 - ③移動式粉末消火設備：附属建屋 駐車場

6. ガス設備

- ・ LPガスを利用します。
- ・ ガスは倉庫横に設置し、調理室と附属建屋シャワーのガス給湯器へ供給します。

7. B C P 対応

- ・ 災害時・非常時においても、確実に継続して業務が可能な計画とします。
- ・ 建築設備の耐震安全性の分類は、甲類とします。
- ・ 飲料水はペットボトル対応とします。
- ・ 官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準及び同解説（令和3年版）により算出します

1. 熱源設備

- 熱源は、経済性・維持管理性・環境性が高く、災害時にも復旧が早く安定供給が可能な電力とします。
熱源構成としては、負荷追従性・更新性・保守性を考慮し、主機、追従機による複数台の構成とします。
本計画の熱源システムを検討するに当たり、下記の事項について総合的に判断します。

- ①維持管理（保守・メンテナンス）を含めたライフサイクルコストの低減
- ②自然エネルギーの有効利用
- ③低負荷時においても高効率運転可能な機器構成
- ④騒音、振動等周辺地域へ充分配慮した設備計画
- ⑤CO2排出量の低減
- ⑥高効率機器の採用

2. 空調設備

- 空調方式は、室の用途（災害時利用含む）、負荷特性、利用時間帯等を考慮して決定します。
特にオフィスについては、冬期の温湿度や空気中の二酸化炭素濃度の適正な基準値の確保ができる中央空調方式を基本とします。

- 主な室の空調方式は以下の通りとします。

- 中央空調方式
 - ①1階エントランス：床放射空調（空気調和機）
 - ②1・2階執務空間：床吹き出し空調方式（空気調和機）
 - ③1階講堂：単一ダクト空調方式（コンパクト型全熱交換器付空気調和機）
- 個別空調方式
 - ①1階警備室・1階創作室・調理室・研修室：全熱交換器＋EHP室内機（単独系統）
 - ②1階研修室・和室等：中央全熱交換器＋EHP室内機
 - ③2階サーバー室：天井扇＋EHP室内機（単独系統）
 - ④2階議場：直膨全熱交換器＋EHP室内機（床吹出）

3. 換気設備

- 室内で発生する臭気、発熱、塵埃等の空気汚染要因を除去して室内環境の向上を図るとともに、省エネルギーにも配慮した計画とします。

- 室の用途に応じた換気方式を採用し、必要な換気量（30 m³/h・人）を確保します。

- 送排風機は、発生騒音の少ない小容量の機種を分散配置し、施設の静粛性を確保します。

- 給気は空調機による中央換気方式、又は全熱交換器による個別換気方式とします。

- 使用時間帯が異なる小居室などは静止型全熱交換器による個別換気方式とします。

- 1階創作室・調理室・研修室の外気をピット経由で取り込むこと(クールヒートトレンチ)で空調用エネルギーの減少を図ります。

4. 加湿設備

- 本計画は延べ床面積3,000m²を超えるため、ビル管理衛生法に基づき、加湿設備を居室に設置します。

- 個別空調方式の居室の加湿は、経済性および制御性を考慮し、ダクト接続型加湿器を採用します。

- 個別空調方式の居室で人員密度が高く必要加湿量が多くなる委員会室、大会議室、議場は直膨型全熱交換器を採用します。

- 空調機（エアハンドリングユニット）には気化式加湿器を組み込みます。

- 加湿給水は屋上にタンクを設け、加湿給水ポンプにて供給します。

- 配管内滞留による水質劣化対策として、加湿給水管の最下部には水抜きバルブを設け、シーズン終了時に水抜きを行える計画とします。

5. 排煙設備

- 1階の執務室は機械排煙とし、その他の室はすべて自然排煙とします。

6. 自動制御設備

- 施設内の設備状況の監視、設備機器の運転制御、記録のため中央監視設備を計画します。
中央監視装置は1階警備室内に設置します。